

令和8年度 入札・契約制度の改善について

1 改正内容

工事請負代金一部前払額決定申請書手続きを廃止する。

(松野町工事執行規程)

- ・第11条第2項及び第3項の削除
- ・様式第7号(第11条の関係)を削除する

2 改正理由

松野町では、前払金及び中間前金払の請求書受領に先立ち、受注者から前払額決定申請に対して、発注者が請求可能額を決定する手続きを松野町工事執行規程において定めている。

この手続きは、法律上義務付けられたものではなく、県内他自治体等では実施していないこと等を踏まえ、受注者・発注者双方の簡素化、迅速化を図るため、工事請負代金一部前払額決定申請手続きを廃止する。

3 その他

施行日：令和8年4月1日

前払金制度の概要

対 象：設計金額500万円以上の工事

支払割合：請負代金の4/10以内

【前払金手続きの流れ】

